

総務委員会資料

1 令和7年第3回定例会提出予定議案の説明

(2) 議案第114号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

令和7年8月27日
総務企画局

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
○川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 平成27年10月15日条例第67号		○川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 平成27年10月15日条例第67号	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
執行機関	事務	執行機関	事務
1 市長	川崎市営住宅条例（昭和37年川崎市条例第32号）による市営準公営住宅及び市営従前居住者用住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	1 市長	川崎市営住宅条例（昭和37年川崎市条例第32号）による市営準公営住宅及び市営従前居住者用住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	川崎市重度障害者医療費助成条例（昭和48年川崎市条例第14号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	川崎市重度障害者医療費助成条例（昭和48年川崎市条例第14号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成3年川崎市条例第30号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	3 市長	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成3年川崎市条例第30号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	川崎市小児医療費助成条例（平成7年川崎市条例第24号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	4 市長	川崎市小児医療費助成条例（平成7年川崎市条例第24号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
<削除>		5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

改正後			改正前		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給、障害福祉サービスの提供、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの	1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給、障害福祉サービスの提供、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2～36（略）			2～36（略）		